

## 答申第 1 2 9 号

(諮問第 1 5 2 号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 10 日付けで行った 4 件の公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 1 日付けで、実施機関に対して、次の内容の 2 件の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校について、令和 2 年 12 月 31 日時点におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、じん肺法施行規則第 37 条第 1 項に基づいて令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月末日までに、じん肺法上の労働基準監督機関（大分労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第 8 号〕の表面
- (2) 大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校について、令和 3 年 12 月 31 日時点におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、じん肺法施行規則第 37 条第 1 項に基づいて令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月末日までに、じん肺法上の労働基準監督機関（大分労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告〔様式第 8 号〕の表面

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、上記 1 (1) 及び(2)の公開請求に対しそれぞれ請求対象校別に、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 10 日付けで、いずれも公文書不存在（当該文書を作成していないため）を理由として合わせて 4 件の公文書非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、上記 4 件の非公開決定について、令和 4 年 6 月 4 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記 4 件の非公開決定処分を取り消し、追加で対象文書の特

定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校（以下2校を合わせて「両校」という。）は、じん肺法（昭和35年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項第5号における「事業者」に該当すると考えられるため、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「規則」という。）第37条第1項の規定に基づき、毎年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、じん肺健康管理実施状況報告（以下「報告書」という。）により都道府県労働局長に報告する義務がある。また、報告書は、当該年にじん肺健康診断を実施しなかった場合も提出する必要がある。

両校は、令和元年度から継続して粉じん作業を行う業務に関わっているため、令和2年12月末日及び令和3年12月末日に関する報告書が、大分労働局の労働基準監督署へ提出されているはずである。

よって、対象文書を作成していないとする非公開理由は、法の規定に抵触する状態であり、不合理である。

## 第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

法第8条第1項の規定により、事業者は、同項各号に定める期間以内ごとに一回、定期的にじん肺健康診断を行わなければならないとされており、両校は、同項第1号の規定に基づき、令和元年6月に、3年に1回の定期の健康診断を実施した。

規則第37条第1項の規定により、報告書は毎年提出することとされているが、両校は、じん肺健康診断を実施していない年も報告書を提出する必要があるという認識がなかったため、じん肺健康診断を実施していない令和2年及び令和3年分の報告書を、公文書公開請求日時点では作成していなかった。

よって、審査請求人が請求した報告書については、県が未作成、未取得の文書であるため、公文書不存在により非公開としたものである。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

弁明書における「事業所は、地方公務員法の規定に基づき人事委員会が労働基準監督機関となる」及び「報告書の提出先は、大分県人事委員会となる」との法的解釈は誤りであり、報告書は、当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

## 第6 実施機関の再弁明の要旨

実施機関の再弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

令和4年8月に大分県人事委員会から大分労働局あて、地方公務員法第58条により人事委員会所管となる県の事業所に係る法及び規則上の労働基準監督機関並びに報告書の提出先について照会したところ、大分労働局から、いずれの場合も、大分県人事委員会が管轄するものと判断するとの回答があった。

よって、当県における報告書の提出先は、大分県人事委員会となるものである。

## 第7 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分高等技術専門校及び佐伯高等技術専門校において、規則第37条第1項の規定に基づき、令和2年12月31日現在及び令和3年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況について、それぞれ令和3年1月1日から同年2月末日まで及び令和4年1月1日から同年2月末日までの間に、所轄労働基準監督機関へ提出した報告書の表面である。

### 2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第37条第1項の規定により、事業者は、毎年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、所轄労働基準監督機関に提出しなければならないとされている。

実施機関は、弁明書で、報告書は毎年提出することとされているが、両校は、じん肺健康診断を実施していない年も報告書を提出する必要があるという認識がなかったため、じん肺健康診断を実施していない令和2年及び令和3年分の報告書を、公文書公開請求日時点では作成していなかったと主張している。

上記の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、また、弁明書に添付された資料のとおり、令和2年分及び令和3年分の報告書が、大分高等技術専門校については令和4年3月14日付けで、佐伯高等技術専門校については令和4年6月8日付けで、大分県人事委員会委員長あて提出されていることからしても、本件公開請求の請求日時点では対象公文書を作成していなかったとする実施機関の説明は、信用できるものである。

したがって、本件公開請求の請求日時点で本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し

実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月14日	諮 問
令和4年12月21日	事案審議（令和4年度第7回審査会）
令和5年 1月25日	答申決定（令和4年度第8回審査会）

#### 大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	